

【在メルボルン総領事館 在留状況確認調査：協力依頼】

ビクトリア州、南豪州、タスマニア州在留邦人の皆様へ

災害等発生時に皆様の安否確認や連絡が行えるよう「在留状況確認」のためにメールをお送りさせていただきました。「回答」をお願いします。

お送りさせていただきましたメールは、当館に在留届をご提出していただいた皆様に、「在留状況の確認」を行うためにお送りしています。お手数ですが、下記の要領で「回答」いただきますようお願いいたします。

なお、電子メールで送信した内容は第三者に読み取られてしまう可能性がありますので、他人に知られては問題のある個人情報には記入されないようお願いいたします。

メール以外でのご回答を希望される方は、恐れ入りますが電話、FAX、郵便のいずれかの方法で、以下の当館連絡先までご連絡をお願いします。

1. お届け済の「在留届」の記載事項に「変更」の無い方

お名前（ローマ字）と「変更無し」の一語のみをこのメールにご返信ください（実際の居住地や連絡先はメールに記載していただく必要はありません）。

2. 引き続き外国にお住まいで「住所・電話番号等」を変えられた方

（1）インターネット（在留届電子届出システム（ORRネット））から在留届を提出された方
転出先が当館の管轄区域内、区域外を問わず、ORRネット(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp>)での変更をお願いします。

ログイン用パスワードを忘れた方は、システムのメニュー「パスワード再登録をされる方」ボタンからパスワードの再登録をお願いします。

（2）在留届用紙に記入して届け出られた方

当館管轄地域内での転居の場合は当館に「変更届」を、当館管轄地域外へ転居の場合は当館に「転出届」、転出先を管轄する在外公館に「在留届」をそれぞれ提出ください。

↑

なお、転出先公館への在留届は在留届電子届出システム(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp>)により届出可能です。

在留届の詳細については外務省ホームページ

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu>)をご覧ください。

3. 既に日本に「帰国」されている方

お名前（ローマ字、全員分）と「帰国日」のみをこのメールにご返信ください。

（ご連絡先）在メルボルン日本国大使館（総領事館） 領事部 邦人数調査担当
Consular Section

Consulate-General of Japan in Melbourne

Level 25, 570 Bourke Street,

Melbourne, Victoria, 3000, Australia

Tel: (03)9679-4510, Fax: (03)9600-1504

Email: japanese-consulate@mb.mofa.go.jp